

主な改訂内容

近江の道づくりルール

平成 20 年 3 月

積雪寒冷地域等における堆雪幅等の横断構成の考え方を追加した。

- ・「9. その他」に「9-2 積雪寒冷地域等に存する道路の横断構成」を新たに設けた。

平成 25 年 5 月

県道に関する滋賀県道路構造条例を施行したことに伴い、暫定の見直しを行った。

- ・「2. 使用方法」に道路構造令と滋賀県道路構造条例の適用範囲を記載した。
- ・「3. 滋賀県の道路現況と将来像」の記載内容を時点修正した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-3 施設帯」に「6-3-4 その他」を新たに設け、条例の滋賀県独自規定の運用を記載した。
- ・「6. 道路幅員構成」に「6-6 中央分離帯」を新たに設け、バリアフリー新法に基づく滋賀県移動等円滑化条例の独自規定の運用を記載した。
- ・「9. その他 9-1 積雪寒冷地域等における取扱い」の「9-1-2 縦断勾配」に、滋賀県道路構造条例の独自規定の運用を記載した。
- ・その他、条例施行に伴う修文を行った。

平成 26 年 3 月

平成 19 年 3 月の策定以降に寄せられた問題点・改善点などの意見を踏まえ、「滋賀県道路構造の技術的基準に関する検討会」で議論を行い、必要な見直しを行った。

- ・「2. 使用方法」に本ルールと「道路構造令の解説と運用」、「設計便覧（案）第 3 編道路編近畿地方整備局」、「滋賀県歩道整備マニュアル」の位置づけを明記した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-1 車道等」に「6-1-3 自転車利用環境」を新たに設け、自転車の車道左側端走行の原則を解説するとともに、必要に応じて自転車利用環境の確保を検討することを記載した。

滋賀県歩道整備マニュアル

平成 16 年 5 月

滋賀県歩道整備マニュアルを策定した。

平成 19 年 3 月

「近江の道づくりルール」の策定に合わせて、必要な事項の見直しを行った。

- ・「第 3 編構造基準」の「1-1-1. 歩道等の形式」において、橋梁区間の形式を明確にした。
- ・参考とする基準や通達の一覧等を時点修正した。

平成 25 年 5 月

県道に関する滋賀県移動等円滑化条例を施行したことに伴い、暫定の見直しを行った。

- ・「第 1 編総則 第 2 部歩道整備マニュアルの位置づけ・役割」に道路移動等円滑化基準（省令）と滋賀県移動等円滑化条例の適用範囲を記載した。
- ・「1-1-3. 交通状況に応じた幅員設定の考え方」に、条例による滋賀県独自規定の運用を記載した。
- ・街渠に勾配が無い場合の構造について、図面を追加し明確にした。
- ・参考とする基準等の改定に伴い、引用文等の修正を行った。
- ・その他、条例施行に伴う修文を行った。

平成 26 年 3 月

策定以降に寄せられた問題点・改善点などの意見を踏まえ、「滋賀県道路構造の技術的基準に関する検討会」で議論を行い、必要な見直しを行った。

- ・「第 1 編総則 第 2 部歩道整備マニュアルの位置づけ・役割」において、「近江の道づくりルール」との位置づけを明確にした。
- ・「第 2 編整備の考え方、進め方」等において、自転車歩行者道について道路交通法との違いを記載し、整備の際の留意事項を追加した。
- ・「1-4-5. 側溝」「2-1-4. 排水施設」において、グレーチングの規格や街渠の勾配変化点での排水機能の確保などを明確にした。

- ・「6. 道路幅員構成 6-3 路肩」に「6-3-4 路面等」を新たに設け、路肩の自転車通行の安全確保について記載した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-3 路肩」に「6-3-5 その他」を新たに設け、保護路肩および路肩法面の防草対策の検討について記載した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-5 植樹帯」の「6-5-4 交差点部等」について、考え方を明確化するとともに、植樹帯を設置しない場合の巻き込み部の構造の検討について記載した。
- ・「9. 積雪寒冷地域等」を再構成するとともに、堆雪幅の基準の見直しの考え方を整理した。
- ・その他、時点修正を行った。

平成 28 年 3 月

「機能分類別道路網図」は平成 19 年 3 月に策定されたものであり、それ以降の社会情勢・交通特性の変化や、今後将来の変化についても反映するため、「道路ネットワーク検討会」および「地方会議」で議論を行い、機能分類別道路網図の見直しを行った。

- ・「5. 道路の機能分類」の各機能分類の定義に、交通量以外の基準として当該区間の総交通量のうち土木事務所の管境を越える交通量の割合を追加した。
- ・「資料編」の機能分類別道路網図において県内道路の機能分類を見直した。
- ・交通量別道路網図（H17 センサス）は削除した。

令和 2 年 3 月

本マニュアルを「近江の道づくりマニュアル（案）」に統合し、廃止とする。

- ・「2-1-1. 歩道等と車道の交差点の構造」において、巻き込み部に縁石天端の高い構造を設ける場合の留意事項を明確にした。
 - ・「3-1-2. 車両乗り入れ部の構造」において、歩道等への違法駐車防止策の検討にあたり、参照資料として「道路法承認工事審査基準（平成 23 年 4 月滋賀県土木交通部道路課）」を追記した。
 - ・その他、図の更新や表現の修正を行った。
- ※これまでの改定では、段差の構造などの根幹的な見直しは行わず、運用にあたっての表現の明確化および条例施行や基準改定に伴う時点修正を行っている。

令和 2 年 3 月

本マニュアルを「近江の道づくりマニュアル（案）」に統合し、廃止とする。

< 基準統合 >

令和 2 年 4 月

2 つの基準書を統合して整理するとともに、道路構造令改定に伴う令和元年 7 月の「滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例」の改訂内容を盛り込み、さらに、「ピワイチ」をはじめとした、追加項目を盛り込んだ、「近江の道づくりマニュアル」を策定した。